

入札説明書

1 発注案件の概要

件 名	米子市議会委員会録画映像配信業務
納入場所	別紙仕様書のとおり
契約期間	契約締結日から令和7年3月31日まで
内 容	米子市議会委員会の録画映像を、時間や場所を限定することなく、必要な部分を視聴できるよう、パソコン、スマートフォン及びタブレット端末を対象にインターネット配信する。 (1) 米子市議会委員会の会議映像（音声を含む。）をインターネットを通じてパソコン、スマートフォン及びタブレット端末を対象に録画配信する。 (2) 録画配信を行うための専用サイトを作成し、運用する。 ※詳細については、別に定める仕様書のとおり
予定価格	非公表
契約保証金	免除
前払金	無

2 入札参加資格者

次の表の左欄に掲げる項目について、同表の右欄に定める要件を満たす法人とする。

住所要件	令和6年7月22日現在で、米子市内に、本社、支店、営業所又は事業所のいずれかを有していること。
資 格	仕様書に沿って、本件業務を確実に履行できること
指名停止	入札参加申込み時点において、米子市の競争入札参加に係る指名停止措置を受けていないこと。
経営状況	破産法（平成16年法律第75号）の規定による破産手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てがなされていないこと。
他の入札者との関係	他の入札者と次のいずれかの関係にある者でないこと。 (1) いずれかの入札者又はその代表取締役若しくは代表理事が他の入札者の議決権保有者（その入札者の総株主、総社員又は組合員の議決権の4分の1を超える議決権を保有する者をいう。（2）において同じ。）である関係 (2) いずれかの入札者（その代表取締役又は代表理事を含む。以下（2）において同じ。）と他の入札者が、同一の会社の議決権保有者である関係

	(3) いずれかの入札者の代表取締役又は代表理事（会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を含む。以下（3）において同じ。）が他の入札者の代表取締役又は代表理事を兼ねている関係 (4) (1) から (3) までに掲げる関係に準ずる関係
そ の 他	(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定により入札参加資格を有しない者でないこと。 (2) 次に掲げる徴収金の滞納がないこと。 ア 市税その他の本市の徴収金 イ 消費税及び地方消費税 (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）でないこと。 (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者を経営に関与させていないこと。

3 設計図書に対する質問

質問先	米子市総務部契約検査課 ファクシミリ 0859-23-5368 ※質問事項を記載した書面（様式4号）をファクシミリまたは電子メールで送付のこと。（メールアドレス：nyusatsu-denshi@city.yonago.lg.jp）
質問受付期限	令和6年7月29日（月）午後4時
質問に対する回答方法	米子市ホームページに順次掲載。なお、質問がなかった場合には、掲載はしない。

4 入札参加申込みの期限等

申込期限	令和6年7月29日（月）午後4時
申込場所	鳥取県米子市加茂町一丁目1番地 米子市総務部契約検査課 電話 0859-23-5366
提出書類	次の書類を、記載要領に基づき1部ずつ作成し、提出すること。 (1) 入札参加申込書（様式第1号） (2) 市税等納付確認同意書（様式第2号） (3) 役員等調書兼照会承諾書（様式第3号） (4) 消費税及び地方消費税の納税証明書（入札参加申込み日前1年間に法定納期限の到来した消費税及び地方消費税の納税証明書。ただし、入札参加申込み日前3か月以内に発行されたものに限る。） (5) 商業登記簿の登記事項証明書（入札参加申込み日前3か月以内に発行されたものに限る。）又はその写し

	※（２）、（３）、（４）及び（５）に掲げる書類については、米子市の入札参加資格有資格者として登録されている場合にあっては、当該書類の添付を省略することができる。
審査結果通知	令和６年８月８日（木）に入札参加申込者に審査結果を通知の予定。 次のいずれかの要件に該当するときは、指名を行わないものとする。 （１）入札参加資格者としての条件を満たさないとき。 （２）市が発注している工事又は業務の施工又は履行が著しく遅れているとき。 （３）賃金及び下請代金の支払並びに労働福祉の状況が著しく不健全であると認められるとき。 （４）市長が公共業務の受注者としてふさわしくないと認めるとき。

５ 入札日等

入 札 日	令和６年８月２０日（火）午後１時３０分
入札場所	鳥取県米子市加茂町一丁目１番地 米子市役所本庁舎２０２会議室
入札書等の様式	入札書及び辞退届の書式は、本件入札について、米子市ホームページに掲載した様式を使用すること。 ※代理人による入札をしようとするときは、必ず委任状（受任者の意思が明確であるものに限る。）を提出のこと。 ※記入方法は別記記載例のとおり。
入札保証金	免除
そ の 他	（１）入札は、落札者が決定されるまで最高３回まで行う。 （２）入札者が１人であっても、入札を執行するものとする。 （３）郵送又は電送による入札は、認めない。 （４）落札者となるべき入札者が２人以上いる場合は、地方自治法施行令第１６７条の９の規定に基づき、くじによって落札者を決定する。この場合において、くじを辞退することはできない。 （５）入札に参加する資格のない者の入札及び他の入札者の代理を兼ねた者の入札は、無効とする。 （６）落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に、当該金額の１０分の１０に相当する額を加算した金額（特に指定しない場合は、当該金額に１円未満の端数があれば、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格としますので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の１１０分の１０に相当する金額を入札書に記載してください。

６ その他

- （１）関連情報を入手するための照会窓口は、米子市総務部契約検査課（電話０８５９－２３－５３６６・ファクシミリ０８５９－２３－５３６８）とする。
- （２）入札参加申込みは、入札参加の意向を確認するものであって、必ず指名されとは限らない。
- （３）提出された資料は、返却しないものとする。なお、提出された資料は、提出した者に無断で入

札事務以外の用途には使用しない。

- (4) 本入札説明書に記載のない手続については、地方自治法施行令、米子市契約規則（平成17年米子市規則第43号）その他米子市が定める入札に関する規定に基づくものとする。